

議案第 7 3 号

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 1 日提出

清水町長 辻 康 裕

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和 2 8 年清水町条例第 2 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
附 則 1 ～30 （略） 31 令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年10月31日までの間に限り、町長及び副町長に支給する給料については、別表に掲げる額に100分の90を乗じて得た額とする。	附 則 1 ～30 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。